

特命随意契約のガイドライン

[共通事項]

- (1) 特命随意契約については、各主管課において安易に考えず、その根拠を明確にするとともに慎重な判断をすること。
- (2) ここに例示する項目は、可能性のある事案を記載したものであり、該当するものは直ちに適用すべきものとする趣旨ではないこと。また、例示したものに限定される主旨のものではないことを考慮のうえ判断すること。
- (3) 個々の事案に対し、経済的合理性や緊急性、技術の特殊性などについて、政策財務部が客観的・総合的に判断し、決定するものとする。
- (4) 予定価格の適正性について、他の地方公共団体での類似業務の契約状況や契約予定者以外の価格資料などを検討、確認すること。
- (5) 同一契約が今後も引き続き行われる場合は、社会状況の変化により競争性が生じていないかを確認すること。
- (6) 各主管課は、工事・委託・施設の修繕に関する契約については、特命随意契約理由書（第1号様式）を作成し、物品の購入・物品の修繕に関する契約について、製品を指定する場合は、製品指定理由書（第2号様式）を、業者を指定する場合は、特命随意契約理由書（第3号様式）を作成する。その場合、必ず具体的な理由を記載すること。
- (7) 指定管理者制度は、指定という行政処分を伴うものであり、地方自治法第234条（昭和22年法律第67号）の適用を受けず、本ガイドラインの適用外とすること。

1 工事請負契約関係

I 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき。
 - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、

増築等の工事

- ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき。
- ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - ② 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

Ⅱ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

- (3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がないとき。
- ① 崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ③ 災害の未然防止のための応急工事

Ⅲ 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

- (4) 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
- ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (5) 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の

施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。

① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

② 前工事と後工事とが密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

(6) 他の発注者の発注にかかる現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事

② 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

IV 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。（地方自治法施行令第167条の2第1項第7号）

(7) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。

(8) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約を締結することができると認められるとき。

2 委託契約関係

I 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(1) 施工（製造）業者による保守・点検業務

施工（製造）業者による保守・点検とは、各種機器において、その特殊性により製造・設置した業者でないと部品交換等の迅速な対応ができない保守・点検業務をいう。

- (2) 国、地方公共団体その他の公法人、公益法人等に対する業務委託（「Ⅱ 各種障害者施設等、シルバー人材センター等及び母子福祉団体等により役務の提供を受けるとき（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号）」に該当する場合を除く。）。

その他の公法人、公益法人等とは、次のような団体をいう。

- ・ 立川市自治会連合会
- ・ 立川市三師会
- ・ 立川市地域文化振興財団
- ・ 立川市スポーツ協会
- ・ 立川市地区体育会
- ・ 社会福祉法人
- ・ 立川市花苗連絡会（ボランティアグループ）
- ・ 立川市レクリエーション協会

- (3) 特殊な業務であり他の業者では困難な業務

- (4) 情報処理システムの改修、保守業務等

情報処理システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改修、保守及び点検業務

- (5) 業務の性格上継続性がなければ目的が達成できない業務

- (6) 法令により業者が特定されている業務

- (7) 再リースに関する契約

５年のリース期間満了後、業務上の必要により再リースになる契約

- (8) 国又は地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される業務

Ⅱ 各種障害者施設等、シルバー人材センター等及び母子福祉団体等により役務の提供を受けるとき。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号）

- (9) 下記の施設等、団体等による業務委託

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは障害者基本法に規定する小規模作業所又はこれらに準ずる者として、総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者
- ・ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として、総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子福祉団体又はこれに準ずる者として、総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者。ただし、事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの並びに寡婦である場合に限る。

本号に該当する場合は、発注見通し、契約締結状況を公表する。

III 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

(工事請負契約参照)

IV 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

(10) 本工事の基本(実施)設計業者による実施設計(監理)業務

(11) 前契約と後契約が密接な関係にあり、工期の短縮、経費の節減等有利と認められるとき。

V 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)

(工事請負契約参照)

3 物品契約関係

I 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(1) 特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

物品の販売等を行う者が1業者(1個人)に特定されて、その業者等から購入するとき。

- ① 美術館に収蔵するための美術品や歴史博物館に展示するための資料等を購入するとき。
- ② 教育用ビデオソフトやコンピュータソフトを製作し、直販しかしないとき。
- ③ 著作権、版權等を所有している業者から購入するとき。
- ④ 登録している業者で、メーカーの代理店として供給できるのが1業者だけのとき。

(2) 特殊な物品であるため若しくは特別の目的があるため購入先が特定され、又は特殊な技術を必要とするとき。

- ① 当初購入した特殊な物品との適合性が必要なとき。
- ② 特許又は実用新案に係るもので特殊な技術者でなければ製造することができないとき。

II 各種障害者施設において製作された物品を買い入れるとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)

(3) 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは障害者基本法に規定する小規模作業所又はこれらに準ずる者として、総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者において製作された物品を買い入れるとき。

本号に該当する場合は、発注見通し、契約締結状況を公表する。

III 新規事業分野の開拓事業者からの新商品を買入れるとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から、新商品として生産する物品を買い入れるとき。

本号に該当する場合は、発注見通し、契約締結状況を公表する。

IV 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

(工事請負契約参照)

V 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

- (5) 現に契約履行中の物品の購入又は製造の請負に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

- (6) 記念式典に配布するための特注アルバムが不足したため、追加契約するとき。

VI 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)

- (7) 市が必要とする物品を多量に所有していて、他の者に比べて著しく低価で契約を締結することができるとき。

附則

このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

※以下「第1号様式（[共通事項]（6）関係）」～「第3号様式（[共通事項]（6）関係）」は省略